

滋賀県と伊藤忠商事株式会社との社会貢献連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と伊藤忠商事株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携、協力を強化し、滋賀県全域（以下「本地域」という。）における SDGs 及び社会貢献に関する取組みを推進し、本地域の一層の活性化および甲の県民に対するサービス向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、乙の創業地でもある地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図り、また同時に SDGs の実現に貢献することを目的とする。

（共同取組）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- 環境・生物多様性保全に関すること。
- 次世代育成・教育に関すること。
- 地域の貢献に関すること。
- SDGs/MLGs (Mother Lake Goals) の取組みに関すること。
- ブランド・情報発信に関すること。
- 社会課題の解決に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲、乙が協議の上、取組毎に別途取り決める。また、その具体的取組みには以下案件が含まれるものとする。

- 滋賀県立図書館との連携、支援
- 滋賀県内教育機関との連携、支援
- 滋賀県立琵琶湖博物館との連携、支援
- 本地域における、乙の新入社員研修・社員ボランティア・シニア人材の活用機会創出

3 甲、乙は、本条の共同取組について成果が認められない場合であっても、理由の如何を問わず、相手方に対して損害賠償責任等の何らの責任も負担しないものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙は、相手方から秘密である旨明示のうえ開示された又は本協定に基づく事業の実施を通じて知り得た相手方の秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定終了後も1年間存続するものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月28日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造（署名）

乙 東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役副社長 CAO

小林 文彦（署名）